

「二本松市空家等対策計画」策定に係るパブリック・コメント提出意見の要旨及び市の考え方について

No.	提出意見の要旨	市の考え方
1	<p>実態調査において「空き家ではない（居住有）」が327件あったとのことだが、これはどのような内容であったのか。例えば、住所を移さず居住している方がいた。近所付き合いがなく居住状況が不明だった、ということか。</p>	<p>机上調査において、空き家の可能性が高いと判断したものの、実際に現地調査を行ったところ、空き家ではなく、居住の実態があったものが327件あった、ということです。</p>
2	<p>空き家の不適切な管理が改善されない原因の一つに「資金不足」があるが、空き家改修補助金だけではなく取り壊しにも補助できないか。</p>	<p>空き家の取り壊しに関する補助については、二本松市空家等対策協議会において今後協議してまいります。</p>
3	<p>P18「空き家ばかりでなく、空き地等に関する指導や情報提供も必要になるといえます」とあり、P25に「誰にでもわかりやすい体制づくりと、迅速で柔軟な対応が必要です。」とある。庁内での実施体制ではどこが担当になるのか。</p>	<p>空き家に関する総合的相談窓口を建築住宅課が担当し、個別案件ごとに関係各課と横断的に取り組んでまいります。</p>
4	<p>法令や条項、情報提供、指導等といった文言ではなく、情報提供や指導等で具体的にどのようなことが行われるかを記述すれば分かりやすくなるのではないか。</p>	<p>情報提供、指導の例として、「空き家バンク制度を用いた売却や賃貸等を支援する空き家情報の提供」、「除却、修繕、立木竹の伐採等の指導」等が考えられますが、当該箇所は特定空家等に対する流れをシンプルに表そうと意図した図ですので、具体例をあえて記載しておりません。</p>